

コンプライアンスとリスクマネジメントの徹底

NECでは、コンプライアンスを、法令遵守のみならず、社会通念、一般常識に照らして適切な行動をとることを含めた広義の概念として捉えています。また、リスクマネジメントとは、コンプライアンス違反を含め、NECの事業に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、効果的・効率的に対策を講じていく活動です。

NECは、コンプライアンスを経営の基本に置くとともに、コンプライアンスとリスクマネジメントを企業のガバナンスに欠かせない優先テーマ「マテリアリティ」として、トップマネジメントも含めた全社的な取り組みを継続的に実施しています。

「NECコンプライアンスの日」の制定

前年度、当社は、公正取引委員会から3件の独占禁止法違反行為があった旨の認定を受けました。この事実を忘れることなく、一人ひとりがコンプライアンスの重要性を再確認する日として、当社が消防救急デジタル無線機器の取引に関する立ち入り検査を受けた11月18日を「NECコンプライアンスの日」と決めました。

「NECコンプライアンスの日」の前後には、不正会計防止や競争法遵守などをテーマとして当社および国内連結子会社において職場懇談会を行い、一人ひとりが自らコンプライアンスについて考える機会を設けました。当日は、社長、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）、全事業部長（約130名）、国内連結子会社の社長が従業員向けにメッセージを発信し、コンプライアンスの重要性を改めて確認しました。

対面・対話型教育で「コンプライアンス最優先」の企業文化を醸成

コンプライアンス徹底の一環として、当社では、毎年、コンプライアンスに関するWeb教育に加えて、主に公共案件を担当する部門の従業員を対象に、事例紹介を盛り込んだ公正取引教育を実施しています。当年度は、これらの教育に加えて、当社が起こした3件の談合事案が発生した背景なども含め事実関係を伝えるために、当社および国内連結子会社の従業員

を対象に対面教育を約140回実施し、競争法遵守の徹底をはかりました。さらに、支社・支店を中心とした全国の営業部門の上級管理職向けには対話型の教育を実施し、コンプライアンス実践のための組織マネジメントについて議論を行い、あるべき姿を再確認しました。

二度と競争法違反を起こさないために

当年度は、競争法違反の防止を目的として、長期間同一の官公庁系の顧客を担当している従業員の人事異動または担当変更を行いました。業務の関係などで実行できなかった従業員に対しては特別講習を実施し、競争法上気をつけるべき

点を対面にて確認しました。これに加え、内部監査や電子メールのモニタリングなどを通じて、競争法違反の芽に早期に気づき、リスクがある場合には迅速に対処しています。

 詳しくはサステナビリティレポート2018「コンプライアンスとリスクマネジメント」をご覧ください。